

創業される方・創業後5年未満の方を応援する制度

創業支援資金保証制度

相談窓口／信用保証協会、各商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会、県内金融機関の本店

鳥取県企業自立サポート融資「創業支援資金保証制度」概要			担保不要	経営者保証不要 担保不要
	一般	創業関連保証	スタートアップ創出促進保証	
対象要件	鳥取県信用保証協会の保証対象となる方で下記に該当する方 ①事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後1か月以内(※)に事業を開始する具体的な計画がある方 ②事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後2か月以内(※)に会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ③中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方 ⑤事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年を経過していない方 ⑥自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立から5年を経過していない方 ⑦事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに会社を設立して承継させ、個人創業時から5年を経過していない方 ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。		左記の②③⑤⑥⑦が要件となります。 自己資金要件 保証申込受付時点で税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。	
資金使途	運転資金・設備資金			
保証限度額	1億円	3,500万円※1		
保証期間 (据置期間)	10年以内(2年以内)		10年以内 (1年以内又は3年以内※2)	
返済方法	均等分割返済			
保証料率	年 0.21%~0.48%	一律 年 0.27%	一律 年 0.80%	
貸付利率	年 2.05%(変動金利)			
保証人	必要となる場合がある		不要	
担保	必要に応じて	不要		
設立・開業後 一年後 支援金	要件に該当すれば、一事業者につき一回限り、鳥取県より支援金が支給されます。 要件 次の①②のいずれにも該当する方 ① 新たに開始した事業を1年間継続している方で、今後も事業を継続する意思を有し、次のいずれかに該当する方 (1) 特定創業支援等事業にかかる県内市町村の証明を受けた方 (2) 県内の各商工団体の代表者が上記に準ずる者として認めた方 ② 令和4年4月1日以降における鳥取県創業支援資金および日本公庫新規創業・スタートアップ支援資金(「女性、若者/シニア起業家支援関連」に限る)の融資総額が200万円以上で、かつ融資期間が1年以上となる方		支給額	いずれの融資制度も受けている場合は、鳥取県創業支援資金が適用されます。
			法人	個人事業主
			鳥取県創業支援資金	25万円 15万円
			日本公庫新規創業・スタートアップ支援資金	10万円 5万円
※詳しくは、鳥取県HPをご覧ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/99747.htm				

※1 各制度の利用を合計して3,500万円まで

※2 次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。

①本保証付借入と並行同時に、申込金融機関からプロパー借入をする ②保証申込時にプロパー借入の残高がある

お問い合わせ先

鳥取営業所 〒680-0031 鳥取市本町3丁目201番地 鳥取産業会館3階
TEL 0857-26-6631 FAX 0857-27-5149 E-mail hoshou@cgc-tottori.or.jp

倉吉営業所 〒682-0887 倉吉市明治町1037番地11 倉吉商工会議所会館1階
TEL 0858-22-6103 FAX 0858-22-7351 E-mail hoshouk@cgc-tottori.or.jp

米子営業所 〒683-0823 米子市加茂町2丁目204番地 米子商工会議所会館4階
TEL 0859-34-3535 FAX 0859-34-2877 E-mail hoshouy@cgc-tottori.or.jp



2026年10月現在

創業支援のご案内



起業の不安を

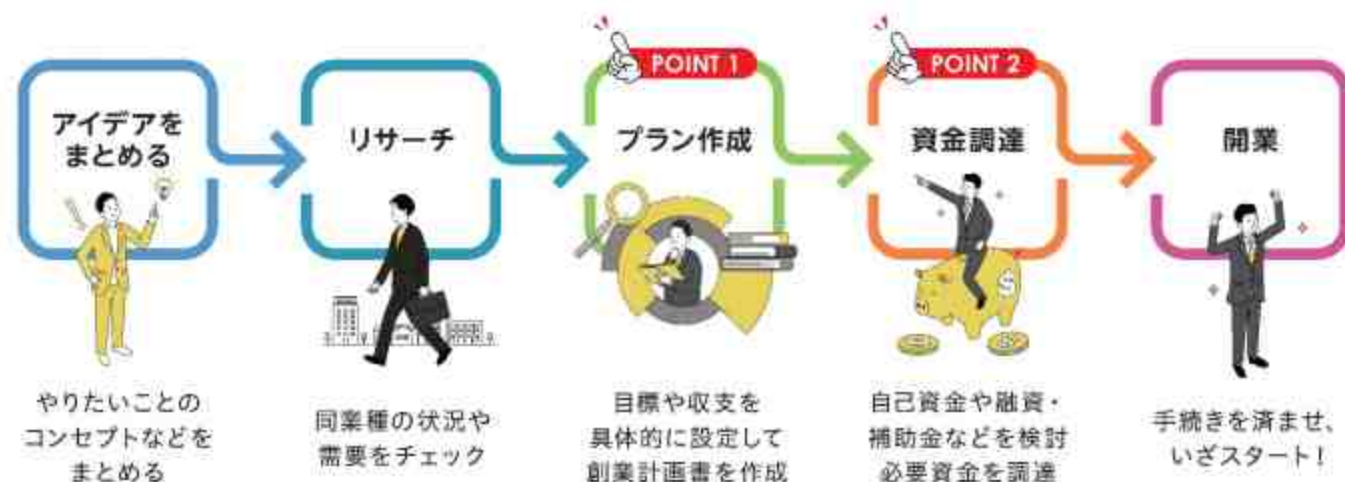
希望に変えましょう

育てます小さな信用 守ります大きな信用



鳥取県信用保証協会

何からはじめればいい？創業までの流れ



POINT 1 事業を成功へと導くための「創業計画書」

自分の頭の中にある事業のイメージを具体的に文字や数字に落とし込んでいくことで、これから始めようとしている事業について具体的に考えることができ、何をすべきか、何がかなど、整理することができます。

おもな記載項目	
創業の動機	事業を始めるきっかけや思い
経営者の略歴	これまでの経歴や保有資格
商品・サービス	扱う内容やセールスポイント
資金計画	必要な開業資金とその調達方法
事業の見通し	創業当初と軌道に乗った後の収支



創業計画書を自分で作るのはちょっと自信がないな...



そのお悩み、信用保証協会にご相談ください！

右ページ1へ

POINT 2 必要な資金をスムーズに調達するために

建物や設備などの初期費用だけでなく、材料費や人件費も事業が軌道に乗るまでは余裕をもって備えておく必要があります。自己資金だけで補えない部分は、融資をうまく活用することが大切です。銀行の融資と一口に言っても制度はさまざまで、担保や保証人の有無、金利や返済期間などの条件もそれぞれ特徴があります。



銀行の融資を受けたいけど審査が通るか不安...

どんな制度があるのかわからない...



そのお悩み、信用保証協会にご相談ください！

右ページ2へ

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまの保証人となり、スムーズな資金調達をサポートする公的機関です。

1 創業計画策定支援

鳥取県信用保証協会をご利用または利用予定の方を対象に、ご要望に適した専門家を無料で派遣し、計画策定をお手伝いします。

また、創業計画書の作り方や資金調達についてわかりやすく解説するガイドブック「創業ナビ」もご用意しています。創業準備は考えること、悩ましいことがたくさんです。ひとりで悩まず、一緒に創業計画を形にしていましょう。



2 創業者向け保証制度

金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会が公的な保証人となる「信用保証付融資」を利用することで、創業直後でもまとまった額を長期で借りられ、返済期間を長く設定しやすくなります。

※信用保証付融資をご利用の際は、金融機関を通じて信用保証協会に「信用保証料」をお支払いいただきます。もしも返済ができなくなってしまった場合には、信用保証協会がお客さまに代わって金融機関に弁済します。



担保は不要、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。連帯保証人なしで融資を受けられる制度もあります！

県創業支援資金

創業者を応援するために金利・保証料負担を抑えた制度です。法人の方は、自己資金要件を満たせば「スタートアップ創出促進保証」利用で連帯保証人不要。

※詳しくは書面の制度概要を参照

強小プラス

限度額の範囲内で繰り返し自由に入出金できるカードローン。急に現金が必要な時、迅速に調達できるので便利です。

県中小企業小口融資

小規模事業者を応援するために金利・保証料負担を抑えた制度です。創業時にこの制度で借入した場合、追加の資金が必要になった際も、借換により返済負担が軽減できます。

3 伴走支援

創業後も、経営に関するさまざまな問題の解決を専門家や関係支援機関とともにお手伝いしてまいります。皆さまの相談相手として、お気軽にご相談ください。

